

定款

株式会社じげん

株式会社じげん 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社じげんと称し、英文ではZIGExN Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターシステムの設計、開発、製造、販売及び制作の請負
2. インターネットのホームページ及び携帯情報端末等のアプリケーションの企画立案、制作及び保守に関する業務
3. インターネット、携帯情報端末等の通信システムを利用した情報提供サービス
4. インターネット、携帯情報端末等の通信システム及びカタログを利用した通信販売業務並びに売買の仲介
5. インターネット、携帯情報端末等の通信システムを利用したオークションの企画及び運営
6. 電子マネーその他の電子的価値情報の企画、開発、設計、発行、販売及び管理、並びにインターネット、携帯情報端末等の通信システム上での電子決済サービスの提供及び資金移動業
7. 広告代理店業
8. 有料職業紹介事業
9. 特定及び一般労働者派遣事業
10. 旅行業法に基づく旅行業
11. 古物営業法に基づく古物商
12. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理
13. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理店業、生命保険の募集に関する業務及び締結の媒介に関する業務
14. 金融商品取引法第二条第8項に定める金融商品取引業
15. 貸金業
16. 集金・収納代行業
17. 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
18. 債権買取を含めた信用供与とその斡旋並びに仲介
19. レストラン、飲食店、ホテル、旅行、劇場、映画館、遊技場施設及びスポーツ施設を利用する権利の売買及びそれら施設利用の商品券、プリペイドカード、割引券の発行業務、調査及び指導業務、加盟店の管理に関する業務
20. 人事、労務、福利厚生、社食の提供及び教育研修等のサービスの提供
21. カルチャー教室並びに各種セミナー等の企画及び運営

22. 各種情報提供業務
23. 各種マーケティング業務
24. 各種コンサルティング業務
25. 各種イベントの企画、運営、興行及び販売
26. スポーツ用品、遊戯機器、衣料品、装身具、文具、日用品雑貨、食品、飲料、酒類等の企画、製造、売買及び輸出入
27. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式となる株の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、

電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第19条 株主総会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役、監査役及び会計監査人その他会社法施行規則第72条第3項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議事録作成者がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任

期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長を1名定める。

2 代表取締役社長は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録によって同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した会計監査人又は株主の氏名又は名称その他会社法施行規則第101条第3項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

2 前条により取締役会の決議を省略するときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した取締役の氏名、決議があったものとみなされた日、議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名等会社法施行規則第101条第4項第1号で定める事項を議事録に記載又は記録し、同議事録及び前条の意思表示を記載し、

又は記録した書面又は電磁的記録を決議があったものとみなされた日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令及び定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の賠償責任について、取締役会の決議によって、法令の限度において、免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項の賠償責任について同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査取及び監査役会

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。
- 3 当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として、又は増員により選任された監査役の任期は、前任者又は他の在任監査役の任期の残存期間と同一とする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役とし

ての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の
終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の少なくとも3日前に発する。た
だし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催するこ
とができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、
出席した取締役又は会計監査人の氏名その他会社法施行規則第109条第3項で定める
事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が署名若しくは記名押印又は電子
署名をし、監査役会の日から10年間本店に備え置く。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令及び定款に定めるもののほか、監査役会において定
める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役(監査役
であった者を含む。)の賠償責任について、取締役会の決議によって、法令の限度
において、免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項
の賠償責任について同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を
締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第45条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

2 当会社の間接配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。